

【小規模事業主以外】

緊急雇用安定助成金(新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例)

休業等(休業・教育訓練)支給申請書類のご案内

1 提出期限

判定基礎期間の末日の翌日から起算して、2か月以内が提出期限となります。

2 提出書類一覧(当該案内リーフレットと提出書類を一緒にご提出願います。)

必要書類	確認事項等														
1 <input type="checkbox"/> 緊急雇用安定助成金支給申請書…様式新第2号(1)															
2 <input type="checkbox"/> 緊急雇用安定助成金 助成額算定書…様式新第2号(2)															
3 <input type="checkbox"/> 休業・実績一覧表…様式新第2号(3)															
4 <input type="checkbox"/> 支給要件確認申立書(緊急雇用安定助成金)…様式新第3号															
5 <input type="checkbox"/> 対象労働者に関する書類 「雇用契約書」又は「労働条件通知書」	* 対象労働者が事業主との雇用関係にあることが明確に記載されていること														
6 <input type="checkbox"/> 労働・休日の実績に関する書類(写)	* 休業させた日や時間がわかる書類 出勤簿、シフト表、タイムカード等														
7 <input type="checkbox"/> 休業手当・賃金の実績に関する書類(写)	* 休業手当や賃金の額がわかる書類 賃金台帳、給与明細等 * 初回は当月を含め前4ヶ月分提出														
【初回申請のみ提出】 8 <input type="checkbox"/> 休業実施事業所の事業活動の状況に関する申出書 (新型コロナウイルス感染症関係)…様式新第1号(2)	* 新型コロナウイルス感染症の影響による事業縮小の状況を記載してください。 * 売上簿、収入簿、レジの月次集計等(写)の添付が必須です。														
9 <input type="checkbox"/> 休業協定書(写)	* 労働組合がある場合は組合員名簿、ない場合は労働者代表選任書が必要だが「休業・教育訓練 実績一覧表」に署名又は記名、押印があれば省略可														
【初回申請のみ提出】 10 <input type="checkbox"/> 事業所の規模を確認する書類(写)	* 事業所の従業員数や資本金がわかる書類 (既存の労働者名簿及び役員名簿でも可) * 中小企業の人数要件を満たす場合、資本金がわかる書類は不要 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>主たる事業</th> <th>常時雇用する労働者数</th> <th>資本金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小売業(飲食含む)</td> <td>50人以下</td> <td rowspan="2">5,000万円以下</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td rowspan="2">100人以下</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td></td> <td>1億円以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>300人以下</td> <td>3億円以下</td> </tr> </tbody> </table>	主たる事業	常時雇用する労働者数	資本金	小売業(飲食含む)	50人以下	5,000万円以下	サービス業	100人以下	卸売業		1億円以下	その他	300人以下	3億円以下
主たる事業	常時雇用する労働者数	資本金													
小売業(飲食含む)	50人以下	5,000万円以下													
サービス業	100人以下														
卸売業			1億円以下												
その他	300人以下	3億円以下													

※このほか、審査に必要な書類の提出をお願いする場合があります。
 ※雇用調整助成金と同時に申請した場合は、重複する書類は省略可。
 ※教育訓練教育訓練を実施する場合は、別途添付資料が必要となりますので、厚生労働省ホームページをご確認ください。
 ※通帳又はキャッシュカードのコピーをできるだけご提出ください。

【厚生労働省ホームページ】

各計画届及び支給申請書を提出する前に必ず、以下の厚生労働省ホームページから「雇用調整助成金ガイドブック」及び「雇用調整助成金支給要領」をご確認ください。また、提出書類一覧の1, 2, 3, 4, 8の様式についてもダウンロードできます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

3 提出先(電話番号、FAX番号のお掛け間違いにご注意ください。)

提出先	住所	電話番号	FAX番号
福岡助成金センター 雇用調整助成金分室	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-14-1 スフィンクスセンタービル2階	092-402-0537	092-402-0541
北九州雇用調整助成金臨時窓口	〒806-8509 北九州市八幡西区岸の浦1-5-10 八幡労働総合庁舎1階	093-616-0860	093-621-3536
小倉公共職業安定所	〒802-8507 北九州市小倉北区萩崎町1-11	093-941-8609	093-941-8641
飯塚公共職業安定所	〒820-8540 飯塚市芳雄町12-1	0948-24-8609	0948-28-7625
久留米公共職業安定所	〒830-8505 久留米市諏訪野町2401	0942-35-8609	0942-35-8645
大牟田公共職業安定所	〒836-0047 大牟田市大正町6-2-3	0944-53-1551	0944-54-1540

受付時間: 土日祝日を除く8時30分から17時15分まで

※窓口や電話で内容をご確認の上、感染リスク防止の観点から休業等(休業・教育訓練)支給申請書類につきましては原則、**郵送での提出**にご協力をお願いします。

※6月1日以降、申請書等(控)の返送対応を中止しています。

- ・支給審査を優先するため、郵送受理時の控えについては返送を行っておりません。(返信用封筒を同封されていても控えの返送はできません。)
- ・レターパックまたは簡易書留等による郵送提出にて到着をご確認ください。
- ・支給結果については、支給決定通知書を送付します。

労働局・安定所担当者 _____ (R3.1.4)